旭川市立西御料地小学校

学校いじめ防止基本方針



平成26年4月 (令和7年4月改定)

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

旭川市では、令和3年3月に、市立中学校の女子生徒が市内公園において遺体で発見されるという痛ましい出来事が起こり、当該生徒が重大ないじめを受けていたことが明らかとなりました。

令和5年4月には、市長部局にいじめ防止対策推進部が新設され、同年6月、いじめ防止等に関する基本理念や基本事項を定めた旭川市いじめ防止対策推進条例(令和5年旭川市条例第43号。以下「条例」という)が制定され、市長部局、教育委員会、学校が一体となって、いじめの未然防止、早期発見と重大化の防止、再発防止を図るいじめ防止対策「旭川モデル」の施策が推進されています。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている児童がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童にはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの児童にも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針(以下「国の基本方針」という。)」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本市では、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)における基本理念を踏まえ、条例第3条において、いじめの防止等の対策に関する基本理念が次のとおり定められています。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護する ことが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連 携の下、当該児童生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとと もに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では、基本理念を踏まえ、教育活動全ての場面においていじめ防止に取り組み、市や 地域と連携をとりながら全ての児童が安心して生活し、学ぶことのできる学校作りを目指し ます。

2 市立学校の責務等

本市においては、条例により、市立学校の責務が次のとおり定められています。

第5条 市立学校の責務

市立学校は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。

- 2 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。
- 3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

本校は、上記の責務を十分認識し、いじめの防止等のため、法第22条及び条例第5条に 規定する組織(以下「学校いじめ対策組織」という。)を設置し、速やかに組織的にいじめ 等の事案に対応していきます。

また、条例では、保護者の責務、児童生徒の心構え及び市民等の役割についても、次のとおり定められています。

第6条 保護者の責務

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童 生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

第7条 児童生徒の心構え

児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。

- 2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害 であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に 主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、 若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に 相談するよう努めるものとする。

第8条 市民等の役割

市民等は、基本理念にのっとり、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にするよう努めるものとする。

2 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、 速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

本校は、保護者や児童(生徒)、地域の方々に対して**積極的に連携を図り、**条例の趣旨等について普及啓発を行い、社会全体でいじめから児童生徒の生命と尊厳を守る気運の醸成に取り組みます。

3 いじめの定義等

(1) 「いじめ」の定義

条例では、「いじめ」をはじめとする用語について定義されています。

「いじめ」については、法第2条における定義と同内容であり、いじめを受けた児童生徒の主観を重視した定義となっています。

第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童(生徒)の立場に立って行う。
- 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないよう努める。例えば、いじめを受けた児童(生徒)の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童生徒がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく、いじめを受けた児童(生徒)や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、 当該児童(生徒)が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童(生徒)の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童(生徒)に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの児童(生徒)が被害児童(生徒)としてだけではなく、加害児童(生徒)としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童(生徒)が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、いじめという言葉を使わず指導するなど、状況に応じ、柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第5条に規定する組織(以下「学校いじめ対策組織」という。)で情報共有して対応する。

- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童(生徒)の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないよう、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童(生徒)が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の 形成を図る観点から、学校として特別な配慮を必要とする児童(生徒)については、日 常的に、当該児童(生徒)の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連 携、周囲の児童(生徒)に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの熊様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童(生徒)の 生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なもの が含まれるため、教育的な配慮やいじめを受けた児童(生徒)の意向を十分に配慮した上で、 児童(生徒)の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助 を求め対応するとともに、生徒指導連絡協議会(生徒補導連絡協会)等を活用し、日頃から 緊密に連携できる体制を構築します。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意します。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次のことに留意します。

- いじめは、児童(生徒)同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童(生徒)だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の構造等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス(過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする)、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、児童(生徒)の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童(生徒)が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童(生徒)の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童(生徒)といじめを行った児童(生徒)との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめの行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がい じめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。 いじめの解消に当たっては、次のことに留意します。

【ア いじめの行為が止んでいること】

- この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大 性等から更に長期の期間が必要であると判断する場合は、この目安にかかわらず、教育 委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。
- 学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童を守り通すとともに、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、いじめを止めさせ、必要な措置を講ずるとともに、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

【イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと】

- いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか を面談等により確認する。
- 学校は、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内 容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- 上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童について、日常的に注意深く観察する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが あると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされて いる疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・児童(生徒)が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実態及び今年度の目標(指標)

本校児童は、昨年度、6月、11月、2月に行われた『いじめアンケート』において、ほぼ 100%「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答しており、いじめの防止、撲滅について非常に高い意識を持っています。

令和6年度のいじめの認知件数は279件と昨年度より減少し、その多くが解消しています。今後も積極的に認知を行い、子どもたちを多くの目で見守っていきます。いじめアンケートによる「いやな思いをしたことがある」児童については、令和6年度 6月 79/381から、同11月 84/379と微増し、三回目の2月の実施では63/379と減少しており、依然、低い水準に押さえられています。

「いやな思いをしたとき誰にも相談しない」児童の解消については、2 月調査が13/3 7 9 人と、昨年度と比べ数値が減少しました。低学年 6 名、中学年 5 名、高学年 2 名 と学年が進ほど相談できる児童がふえてします。今後、この 13 名が 0 名になるまで、引き続き児童の悩みに寄り添う指導の充実に努めていきます。

学校評価における保護者の「いじめ防止の取組」の評価は、昨年度と変わらず3.7/4であり、児童の評価が3.9/4 教職員の評価が3.9/4 で概ね良いといえます。

全体的に、いじめに対する取組が成果を上げていると考えられます。これは、日常の指導の中で折あるごとにいじめに対する指導を行い、意識を高めてきた結果といえます。

以上のことを踏まえ今年度のいじめ防止の取組の防止の目標は、昨年度同様

- ・いじめ事案の積極的認知(早期問題解決に向けて)
- 「いやな思いをしたとき誰にも相談しない」児童の解消(継続)

を目指します。さらに、今年度も、差別やいじめを徹底的に封じ込め子どもたちの不安を しっかり取り除いていきます。

多くの職員の目で子どもたちを見守り、いじめ撲滅はもちろんのこと、児童が気楽に相談できる校内的な雰囲気を作り、一人で悩む子どもたちの削減を実現させます。

2 児童(生徒)が主体となった取組の推進

児童が主体となった取組として、学校スローガンの作成、『やさしい声かけ運動』を行います。いじめの防止を訴えるこの取組を通して、児童が傍観者とならず児童自らが、いじめの問題について、主体的に考えることができるようにします。

また、地区の小中学校の連携として取組を行い、小学校と中学校が同じ目的の下、いじめに対して取り組むことができるようにしていきます。

【計画】

- ①学校いじめ基本方針(児童版)の策定
- ②児童会で、いじめ撲滅のスローガンを作成し標語を作ってもらい全校に周知する。
- ③児童会で「やさしい言葉かけ」運動をおこない、低学年、中学年、高学年から「やさしい言葉かけ」を募集する。低・中・高学年の優秀作品を決める。
- ④優秀三作品は、年間掲示→連携する小学校・中学校に送り紹介、掲示してもらう。

また、本年度の児童会では、重点目標として「あいさつ」に注目し、児童会全委員会で「あいさつ」に関連する取組を行います。またそれらの取組は、集会等で全校に紹介され全児童間で共有されます。これにより児童間の交流が盛んになり、結果としていじめ防止を推進することとなります。

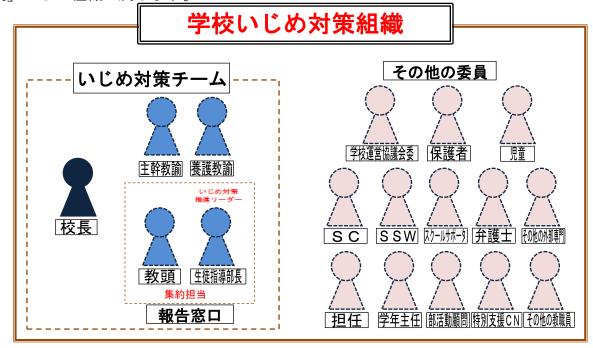
3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

本校は、いじめ問題について特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応するため、「学校いじめ対策組織」を設置します。

いじめ対策組織の中核として機能する「いじめ対策チーム」は校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部長、養護教諭で構成され、その中で教頭と生徒指導部長が報告窓口、また、いじめ対策推進リーダーである生徒指導部長が集約の役割を担いその後の対応をコーディネートします。

個々の事案への対処や校内研修の実施、いじめ未然防止の取組、学校いじめ基本方針の内容検討など、必要に応じて、「いじめ対策チーム」に加わる可能性がある関係者を「その他の委員」として組織に属します。



(2) 学校いじめ対策組織の体制

次のことを踏まえて、「学校いじめ対策組織」の体制を整備します。

「学校いじめ対策組織」の体制の整備にあたっては、気付きを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって教職員の心理的安全性の確保に努め、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組みます。管理職は、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報をかかえ込み、「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを教職員に周知徹底します。

- ・児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、原則としてその全てを「報告窓口」である 推進リーダーに報告するなど、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を元に、組織的に対応できる体制
- ・事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
- ・いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、 又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できる体制
- ・当該組織に集められた情報は個別の児童ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知 した情報を集約し共有できる体制
- ・構成員全体の会議と週1回の日常的な「いじめ対策チーム」の会議の他に、いじめが疑われる情報があったときは緊急会議を開催するなど機動的に運用できる体制
- ・いじめの問題に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学にあたって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制

(3) 学校いじめ対策組織の役割

学校いじめ対策組織の役割に次のことを位置付けます。

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動 などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対する聴取 り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導、対応方 針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム)の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画(学校いじめ防止プログラム)に基づき、いじめ防止等の校内研修を企画し、計画的に実施する役割

- ・学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を 行い、見直しを行う役割(PDCAサイクルの実行を含む。)
- ・いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童生徒や保護者、地域住民からも容易に理解される取組を行う役割
- ・「いじめ対策チーム」による会議を含め、「学校いじめ対策組織会議」の内容を記録し、 文書管理規定の保存年限を厳守の上、整理・保管する役割

4 いじめの防止

(1) いじめについての共通理解

- ①いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図る。
- ②教育委員会が実施する「いじめ防止対策研修会」や生徒指導研究協議会等の教職員研修の成果を還元し、教職員全体の共通理解を図る。
- ③全校集会や学級活動などにおいて校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人権侵害であり人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ④いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、児童用「学校いじめ防止基本方針」の作成を支援し、「学校いじめ対策組織」の存在や活動について、児童が容易に理解できるような取組を進める。
- ⑤いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、教職員への研修、児童への指導及び保護者への啓発に計画的に取り組む。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ①児童生徒の発達段階や実態に応じた人権教育学習の実施など、学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。
- ②児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命(いのち)の安全教育」の充実を図る。
- ③家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童生徒の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図る。
- ④児童生徒の発達段階に応じて、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操や社会性、 規範意識を育むため、地域の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。
- ⑤自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力 や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、 児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

⑥インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童生徒の 発達段階に応じ、プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信に おけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や 態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにする ための基礎・基本となる情報活用の実践力の育成に関する教育の充実と啓発に取り組む。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ①いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を 大切にした分かりやすい授業づくりを推進する。
- ②教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助 長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注 意を払う。
- ③児童生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進めるとともに、児童生徒の望ましい人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
- ④学校として「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ⑤「多様な背景を持つ児童生徒」については、日常的に、当該児童生徒の特性等を踏まえた 適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織 的に行う。
- ⑥配慮を必要とする児童生徒の交友関係の情報を把握し、入学や進級時の学級編制や学校生活の節目の指導に適切に反映する。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- ①教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会 を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高める取組を推進する。
- ②児童生徒の個性の発見、よさや可能性の伸長及び社会的資質・能力の発達を支えるため、 日常的に、児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事を通した個 と集団への働きかけを行う。
- ③自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫 に努める。
- ④自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進める。

5 いじめの早期発見

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、「いじめ見逃しゼロ」に向け、たとえ、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に幅広く認知します。また、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有します。学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- ①日常の観察や児童生徒との触れ合い、定期的なアンケート調査やストレスチェックの実施、 学校ネットパトロールの計画的な実施、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に取り組むとともに、児童生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりを進める。
- ②アンケート調査実施後に、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施する。個人面談を実施することにより関係児童生徒がアンケートへ回答したこと等が他の児童生徒に推測されないよう面談の実施方法、時間、場所には細心の注意を払う。
- ③いじめの相談・通報を受け付ける校内の窓口のほか、保健室(養護教諭)や相談室(スクールカウンセラー等)の利用や関係機関の相談窓口について、ホームページ、学校便り等により周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。
- ④保護者用のチェックリストなどを活用し、家庭と連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を支援する。

いじめ発見・見守りチェックシート

	年	組_	記入者	【記入	. 🖯	月	
次	くの項目に該	当する生	徒がいる場合は、横に名前を記載	してください	\ 0		_
	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	まごのことにがき、くられ曷す易する。で、に、ば体一変ち、(しや示るや早過、職、にの人わ物、さ、傷物。あ退ご、員、い不でっを、え合み等、ざたす。室、た訴過だ丼、すれ等に、た	等 が増えた。 が増えた。又は,すぐに保修 では保健室の付近でよく見かける。 である。 である。 ですことが多い。 できれたり,使い走りをさせられたり,元気がない。 できていることがある。 できていることがある。 できていることがある。 できていることがある。	建室に ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	生徒氏	.名	
	学習意欲か 発言したり。 グループ編 グループを	つも遅れて が減退した ,褒められ 扁成の際に E編成する	子 「入ってくる。	······ (がる。 (がる。 (生徒氏	氏名	
	ゴミ捨てな	ニー人だけ まど,人の	子 離れて掃除している。 嫌がる仕事をいつもしている。… が多い。	[生徒氏	氏名)
	一人で部活 部活動を休	5動の準備 トみ始め,	や後片付けをしている。 急に部活動を辞めたいなどと言いる。	······(N出す。()

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。 いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登	校するまでの様子
	朝、なかなか起きてこない。
	いつもと違って、朝食を食べようとしない。
	疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
	登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
	友達の荷物を持たされている。
	一人で登校(下校)するようになる。遠回りをして登校(下校)するようになる。
	途中で家に戻ってくる。
日	常における家庭生活の変化
	服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。
	すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したがらない。
	いつもより帰宅が遅い。
	電話に出たがらない。
	お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
	成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
	食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。
持	ち物の変化
	持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
	学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。
友	人関係の変化
	遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
	友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
	友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メールや SNS などを気にする。
	いじめの話をすると強く否定する。
家	族との関係の変化

お子さんの様子について気になることがありましたら、教職員にお知らせください。スクールカウンセラーに相談することもできます。遠慮なくご連絡ください。

旭川市立西御料地小学校

□ 家族と話をしなくなる。学校の話をさけるようになる。

□ 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットや物にやつあたりする。

□ 親と視線を合わせない。

電話 0166-65-0157

まも そうだんまどぐち 主な相談窓口

◆旭川市子どもSOS電話相談(いじめ・不登校)

<電話番号> 0120-126-744 (いじめなしよ)

< 受付時間 > 平日 8:45~17:15 (祝日, 年末年始を除く)

◆少年サポートセンター「少年相談110番| (北海道警察)

<電話番号> 0120-677-110

◆子どもの人権**110番**(旭川地方法務局)

<電話番号> 0120-007-110 (ぜろぜろなな の ひゃくとおばん)

<受付時間> 平日 8:30~17:15

◆旭川法務少年支援センター(旭川少年鑑別所)

<電話番号> 0166-31-5511

うけつけじかん <受付時間> 平日 9:00~17:00

◆法テラス旭川

<電話番号> 050-3383-5566

<受付時間> 平日 9:00~17:00

◆上川教育局相談電話

<電話番号> 0166-46-5243

うけつけじかん <受付時間> 平日 8:45~17:30

◆子ども相談支援センター (北海道教育委員会)

<電話番号> 0120-3882-56

0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

<受付時間> 毎日24時間

<メール相談> sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆おなやみポスト (北海道教育委員会)

<Web サイト> https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/



◆北海道いのちの電話 (社会福祉法人北海道いのちの電話)

<電話番号> 011-231-4343

<受付時間> 毎日24時間

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】(北海道・札幌市)

<電話番号> 050-3786-0799 または #8891

<受付時間> 平日10:00~20:00(土日祝,12/29~1/3除く)

<メール相談>sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けています。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立西御料地小学校 電話 0166-65-0157

6 いじめへの迅速かつ適切な対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- ②児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保する。
- ④発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「学校いじめ対策組織」に直ちに情報を 共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るな どして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ⑤いじめを受けたとされる児童生徒が関係児童生徒への事実確認を望まない場合や、関係児童生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめの行為の認定に至らないときであっても、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立っていじめ事案として積極的に認知し、関係児童生徒の見守り等を行う。
- ⑥いじめと認知した場合は、いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向、当該児童生徒の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、「学校いじめ対策組織」において、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行う。
- ⑦いじめ事案やいじめの疑いのある事案は、認知の有無にかかわらず、全ての事案について いじめを受けたとされる児童生徒の保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告する。
- ⑧インターネットやSNS等に不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下、速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。
- ⑨いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。(再掲)
- ⑩児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等 関係機関と連携し、適切な援助を求める。

(2) いじめを受けた児童(生徒)及びその保護者への支援

- ①いじめを受けた児童生徒から、事実関係の聴取を迅速に行う。その際、自尊感情を高めるよう留意する。
- ②家庭訪問等により、その日のうちに当該保護者に事実関係を伝える。
- ③いじめを受けた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた児童生徒の安全を確保する。
- ④いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等) と連携し、いじめを受けた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。

- ⑤いじめを受けた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめを行った児童生徒や保護者の理解の下でいじめを行った児童生徒を別室において指導するなど、いじめを受けた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ⑥いじめを受けた児童生徒の保護者に対して、当該児童生徒が安心して学校生活を送れるようにするための支援策について丁寧に説明し、理解を得るとともに、当該児童生徒の学校 生活の様子や支援策に取り組んだ結果の改善状況等について定期的に情報提供する。
- ⑦いじめを受けた児童生徒が登校できない状況となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行い、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応する。
- ⑧状況に応じて、スクールサポーター(警察官経験者)など外部専門家の協力を得て対応する。

(3) いじめを行った児童(生徒)への指導及びその保護者への助言

- ①いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールサポーター(警察官経験者)など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ②事実関係の確認後、迅速に当該保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ③いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は 財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ④いじめを行った児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の 安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ⑤児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、 特別の指導計画による指導のほか、さらに法第26条に基づく出席停止や警察との連携に よる措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを傍観していた児童生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせること はできない場合でも、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ②はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ③学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという 意識を深める。

(5) 性に関わる事案への対応

- ①他の事案と同様に、「学校いじめ対策組織」において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童生徒のプライバシーに配慮した対処を行う。
- ②事案の対処に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編制し、児童 生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行う。
- ③チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理を徹底する。
- ④事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や児 章相談所等の関係機関との連携を図る。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童生徒の生命や 安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察 に相談・通報し、連携して対応する。(再掲)

(6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

学校間で対応の方針や具体的な指導方法に差異が生じないよう、教育委員会が窓口となり、 各学校との緊密な連携の下、対応への指導助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促 す。

7 いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により丁寧に確認するとともに、見守りを継続的に行うことを説明します。学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- ①学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するとともに、当該児童生徒の保護者に対し、関係児童生徒の学校生活の様子や学校による支援策の実施状況について定期的に情報提供する。
- ②学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童生徒について、日常的に注意深く観察する。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

- <いじめの把握>
 - いじめを受けた児童生徒や保護者
 - \bigcirc 学級担任
 - 児童生徒アンケート調査や教育相談
 - 学校以外の関係機関や地域住民
- \bigcirc 養護教諭等学級担任以外の教職員 0 スクールカウンセラー(SC)

周囲の児童生徒や保護者

- その他

- くいじめの報告>
 - 〇 把握者 報告窓□ → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織(対策チーム)会議の速やかな開催

【事実確認及び指導方針等の決定(いじめ対策組織会議)】 □事実関係の把握 口いじめ認知の判断

口「いじめ対処プラン」の作成(指導方針,指導方法,役割分担等の決定) 口全教職員による共通理解 □SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援 〇 いじめを行った児童生徒及び保護者への指導助言
- 0 0 周囲の児童生徒への指導 SCなどによる心のケア 関係機関(教育委員会、いじめ防止対策推進部、警察等)との連携

			T
	いじめを受けた児童生徒	いじめを行った児童生徒	周囲の児童生徒
学校	□組織体制を整え,いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 □いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	□いじめは、他者の人権を侵す 行為であり、絶対に許されな い行為であることを自覚さ せるなど、謝罪の気持ちを醸 成させる。 □不満やストレスを克服する 力を身に付けさせるなど、い じめに向かうことのないよ う支援する。	□いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	□家庭訪問等により、その日の うちに迅速に事実関係を説明する。 □今後の指導の方針及び具体 的な手立て、対処の取組について説明する。	□迅速に事実関係を説明し,家庭における指導を要請する。 □保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに,継続的な助言を行う。	口いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

-定期間(3か月以上)経過後,解消の判断 ※解消とならない場合,対処プランの見直し 0

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
- □事実の整理,指導方針の再確認
- ロスクールカウンセラーなどの専門 家等の活用
- 学校体制の改善・充実
- 口生徒指導体制の点検・改善
- 口教育相談体制の強化
- □児童生徒理解研修や事例研究等, 実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・ 充実
- 口児童生徒の居場所づくり、絆づく りなど, 学年・学級経営の一層の 充実
- 口人権に関する教育や道徳教育の充 実等、児童生徒の豊かな心を育て る指導の工夫
- 口分かる授業の展開や認め励まし伸 ばす指導、自己有用感を高める指 導など,授業改善の取組

- 家庭,地域との連携強化
- 口学校いじめ防止基本方針や, いじめの防止等の考え方や取 組等の情報提供や教育活動の 積極的な公開
- □学校評価を通じた学校運営協 議会等によるいじめの問題の 取組状況や達成状況の評価
- □児童生徒のPTA活動や地域 行事への積極的な参加による 豊かな心の醸成

いじめ事案対応フロー

事案を把握した教職員

報告

学校いじめ対策組織の 報告窓口担当・集約担当

報告

校長・教頭(推進リーダー)

随時開催

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議

- ・事実関係把握の方策を協議
- 教育委員会や警察との連携

指示

役割分担に基づき、 聴取り等により 組織的に事実関係を確認

報告

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議

- 法の定義に基づく認知の判断 対処プランの策定
- ・役割分担等の決定

説明

被害児童生徒及び保護者への 対処プランの説明と意向の確認

報告

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議

- 対処プランの決定
- ・全教職員による共通理解 等

指示

組織的な対処

- 被害児童生徒等への支援
- 加害児童生徒等への指導助言
- ・被害児童生徒の保護者への定期 的な情報提供
- 対応状況の適切な記録 等

報告

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議

- 支援や指導の状況の共有
- ・対処プランの見直し
- ・全教職員による共通理解等

指示

組織的・継続的な見守りの徹底、 被害児童生徒に寄り添った支援

随時報告

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議 3か月以上経過後,解消の判断

指示

日常的な注意深い観察等. 再発防止に向けた取組の継続

把握した情報の速やかな報告

▶ いじめの疑いのある事案を把握した教職員は、速やか(当日のうち) に、報告窓口担当(いじめ対策推進リーダー等)に報告します。教職員 が情報を抱え込むことは法第23条第1項に反する行為です。

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議の開催①

- ▶ いじめの疑いのある事案について報告を受けた場合は、速やかに学校 いじめ対策組織会議(又は、対策チーム会議)を開催し、いじめの事実 関係把握の方策を協議します。
- ▶ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際は,直ちに 警察に相談・通報し,連携して対応します。
- ▶ 困難ケースに該当する事案については、教育委員会に速報します。
- ※いじめの定義の3要件を満たす場合は,この時点で積極的かつ幅広く 認知した上で、組織的に対応します。

組織的な事実関係の確認

▶ 役割分担に基づき,速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどし て、組織的にいじめの事実の有無を確認します。

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議の開催②

- ▶ 事実確認を踏まえ、法の定義に基づき、いじめの認知を判断します。
- ▶ いじめを受けたとされる児童生徒が事実確認を望まない場合や、関係 児童生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめとされる 行為の認定に至らないときであっても、いじめ事案として積極的に認知 します。
- ▶ 認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされ る児童生徒の保護者に連絡します。

教育委員会への報告

いじめ (疑いを含む) 事案全て報告 困難ケースに該当する事案の概要の報告

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議の開催③

▶ いじめと認知した場合は,当該児童生徒の心身の苦痛の程度,いじめ の行為の重大性等を踏まえ、いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向 を確認した上で、支援や指導助言の内容や、情報共有の在り方、教職員 の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的 かつ継続的に支援や指導を行います。

組織的な対処

- ▶ 策定した対処プランに基づき、いじめを受けた児童生徒及び保護者へ の支援や、いじめを行った児童生徒及び保護者への指導・助言、周囲の 児童生徒への指導等を組織的・継続的に行います。必要に応じ、スクー ルカウンセラーによるカウンセリングの実施など、専門家と連携した支 援を行います。
- ▶ いじめを受けた児童生徒が、いじめ事案を理由に欠席したと疑われる。 場合は、学校いじめ対策組織において情報を共有し、困難ケースとして 教育委員会に速報します。

教育委員会への報告

認知した全ての事案の状況の毎月の報告 困難ケースに該当する事案の状況の毎週の報告

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議の開催④

▶ 毎月定例の学校いじめ対策組織会議において、支援や指導の状況を共 有し,必要に応じて,対処プランの見直しを行います。

いじめを受けた児童生徒と保護者への状況確認

▶ 認知後に設定した見守り期間(少なくとも3か月)の経過後、いじめ を受けた児童生徒とその保護者に対し、①いじめの行為が止んでいる状 態が相当期間継続していること,②その時点でいじめを受けた児童生徒 が心身の苦痛を感じていないことを面談等により丁寧に確認するととも に、今後も見守りを継続的に行うことを説明します。

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議の開催⑤

- ▶ 上記①及び②について情報共有し、いじめの解消を判断します。
- ▶解消とならない場合は、対処プランを見直し、見守り等を継続します。
- ▶ いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が 十分にあり得ることを踏まえ、日常的に関係児童生徒の様子を注意深く 観察します。

8 家庭や地域、団体との連携

学校は、地域や団体と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム)の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう取り組む。
- ②学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載したり、学校便りに記載し配付したりまるなどして、児童生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。
- ③学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口については、入学時・各年度の開始時に資料を配付するなどして、児童生徒、保護者、関係機関に説明する。 また、年度途中の転入があった場合には、同様に当該児童生徒及びその保護者に説明する。
- ④いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、法に基づき、学校として警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。

9 関係機関等との連携

学校は、関係機関と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- ①いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。(再掲)
- ②いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、「学校いじめ対策組織」に、スクールカウンセラー、スクールサポーター(警察官経験者)等の外部専門家を加えて対応する。(再 掲)
- ③相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応の状況や結果について教育委員会に報告する。

いじめ等に関する相談対応フロー

相談者(児童生徒や保護者等)からのいじめ等に関する相談



※学校の対応状況等を 相談者に適宜報告

いじめ・不登校相談窓口(いじめ防止対策推進部)

- ○相談の受理と相談者への助言
- 〇学校や教育委員会との相談内容の共有 について相談者の同意・了承を確認
- ※もしくは、相談者が学校に直接相談できるよう調整



旭川市いじめ対策会議(いじめ防止対策推進部、教育委員会)

- ○学校への確認内容や支援,指導助言の方 針・内容等の検討
- (警察や児童相談所等の他の公的機関や教育委員会内の関係他課等との連携を要する相談内容については別途対応)
- ○学校の対応状況の確認と支援や指導助言
 - 相談者への対応状況
 - ・いじめ対策組織会議の開催状況
 - ・いじめ認知の判断
 - いじめ対策組織による対処の状況
- ※いじめが解消されるまで学校への支援や 指導助言を継続
 - 再発防止に向けた取組の実施状況
- ○相談者の了承を得られた場合,関係機関及 び団体に学校の対応状況等を情報提供

児童生徒や保護者等からのいじめ等の相談について, 市が関係機関及び団体等との連携を行う

関係機関及び団体

- ○相談の受理と相談者への助言 ○いじめ防止対策推進部 教育書
- 〇いじめ防止対策推進部,教育委 員会・学校との連携の検討
- 〇いじめ・不登校相談窓口や学校・ 教育委員会に相談するよう相談 者に助言
- ○相談者の了承を得て, いじめ防 止対策推進部や学校・教育委員 会に相談内容等を情報提供



学校

【相談の受理と情報共有】

- ○相談を受けた教員等は、相談者の話を傾聴する とともに、いじめの早期解消等に向けて学校が 組織的に対応することを相談者に伝える。
- ○相談を受けた教員等→(学級担任等)→いじめ 対策推進リーダー→教頭→校長

【いじめ対策組織会議の開催】

- ○事実確認及び指導方針等の決定
- ○いじめ認知の判断 → 教育委員会への報告
- ○全教職員による共通理解
- 〇対処プランの作成、役割分担等

【いじめ対策組織による対処】

- ○いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援
- 〇いじめを行った児童生徒及び保護者への指導 助言や,周囲の児童生徒への指導
- 〇スクールカウンセラーの派遣要請
- 〇関係機関への相談(警察,子ども総合相談センター,旭川児童相談所等)
- 〇いじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

²³ ※P19に掲載

- 23

10 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と緊急対応

- ①学校は、重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合、速やかに教育委員会に相談する。特に、法第28条第1項第2号に該当する重大事態(以下「不登校重大事態」という。)の疑いがある場合、不登校重大事態における欠席の相当の期間は年間30日が目安となるが、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談する。
- ②学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。.
- ③児童生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。
- ④学校から、重大事態発生の報告を受けた教育委員会は、市長に報告する。また、北海道教育委員会を経由して文部科学省に報告する。
- ⑤学校は、いじめを受けた児童生徒や保護者に寄り添う担当者を配置し、支援等に取り組む とともに、いじめを行った児童生徒に対し、内省を図るなど再発防止に向けた計画的な指 導を行う。
- ⑥市は、緊急支援チームを学校に派遣し、報告を受けた重大事態に対処する。

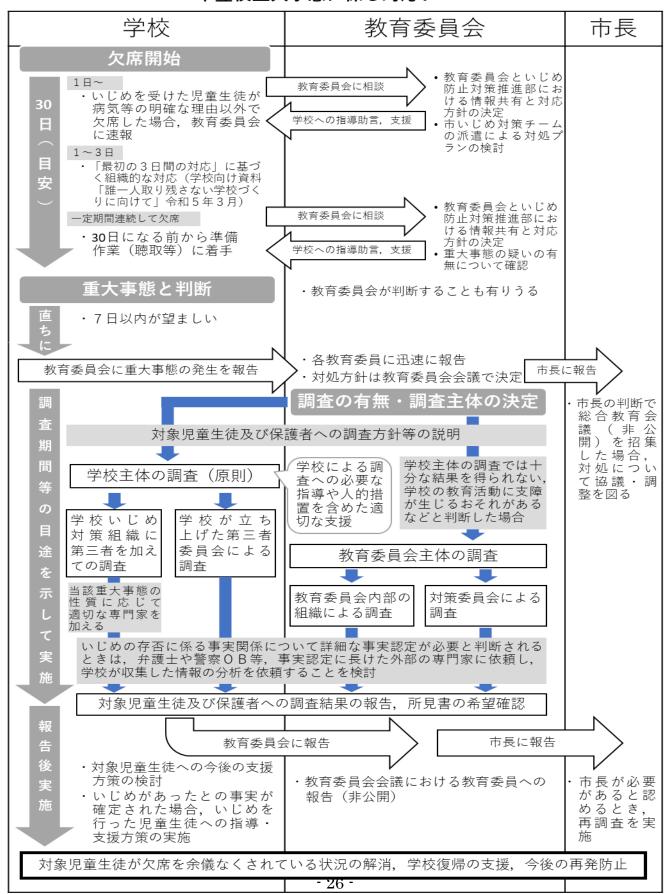
(2) 学校による調査

- ①法第28条第1項に基づき、既存の「学校いじめ対策組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。
- ②調査は、事実関係を明確にするために行う。「事実関係を明確にする」とは、重大事態に 至る要因となったいじめが、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であっ たか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・ 教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。
- ③この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校が教育委員会とともに、事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。

学校が調査主体の場合 発生報告 学 校 いじめ防止 <学校いじめ対策組織> 教育委員会 対策推進部 指導·支援 ①発生報告 ②調査組織の設置 ③被害児童(生徒)・保護者等 調査結果 に対する調査方針の説明等 の報告 連携 ④調査の実施 ⑤調査結果の報告 ⑥調査結果を踏まえた対応 関係機関 ※「いじめの重大事態の調査 連携 に関するガイドライン」に 旭川中央警察署 基づく対応 旭川東警察署 旭川児童相談所 指導·支援 旭川市子ども総合相談 調査結果の報告 センター 等 児童(生徒)・保護者

(3) 不登校重大事態に係る対応

不登校重大事態に係る対応フロー



11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

- ①学校は、教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉等の改定や、自校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図る。
- ・「学校いじめ対策組織」を中心に、PDCAサイクルにより、学校の実情に即して適切に 機能しているかどうかを点検し、必要に応じて見直す。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況について、児童生徒や保護者を対象に実施する学校評価の評価項目に位置付けるとともに、評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図る。
- ②学校は、学校いじめ防止基本方針を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するとともに、家庭や地域の理解と協力を得られるよう取組を進める。
- ・学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するなどして公表するとともに、学校 便り等を活用し、周知を図る。
- ・入学式や参観日等の様々な機会を活用して、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策について説明し、保護者等の理解と協力を求める。

12 学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月(強調月間)
教職員	○学校いじめ対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割、事案対処マニュアル や対応フロー等の確認・共通理解 ○校内研修 ・基本方針の内容の共通理解 ○学校ネットパトロール ※通年で実施する	○学校いじめ対策組織会議 ・いじめ事案への対応状況の情報共有等 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、年間を通じて、随時いじめ対策チームを中心に会議を開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加	○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ・いじめ事案への対応状況の情報共有等 ○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告 ○教育相談
児童	○基本方針(児童版)策定 ・各学級での検討、周知 ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもポットライン、子ども相談支援センターなど	委員会主体の「お	〇いじめアンケート調査① 〇ストレスチェックの実施 あいさつ」の取組
家庭・地域	○保護者懇談会 ・基本方針の説明 ・インターネット上のいじめ防止等に関わる協力要請 ○基本方針のHP公開		

	7月	8月	9月
教職	〇学校いじめ対策組織会議 ・いじめ事案への対応状況の情報共有等	〇学校いじめ対策組織会議 ・いじめ事案への対応状況の情報共有等	〇学校いじめ対策組織会議 ・いじめ事案への対応状況の情報共有 等
員		〇市主催「生徒指導研究 協議会」への参加	○校内研修 ・生徒指導研究協議会参加者からの還 流報告
児童	○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど	〇警察と連携した非行防 止教室の実施	
		委員会主体の「あいさつ」の取組	
家庭・地域	○保護者懇談会 ・1学期のいじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活	〇市主催「生徒指導研究 協議会」への参加	

	10月(強調月間)	1 1 月	1 2 月
教職員	○学校いじめ対策組織会議 ・いじめ事案への対応状況の情報共有等 ○校内研修 ・「生命(いのち)の安全教育」の授業の実施について	○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ・いじめ事案への対応状況の情報共有等	〇学校いじめ対策組織会議 ・いじめ事案への対応状況の情報共有等
児童	○児童会主体の未然防止の取組 「いじめ防止標語」 「いじめ防止合い言葉」 ○「生命(いのち)の安全教育」等の 人権教育に関する授業	〇いじめアンケート調査② 〇ストレスチェックの実施	○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど
		委員会主体の「あいさつ」の取組	
家庭・地域			〇保護者懇談会 ・2学期のいじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活

	1月	2月	3月
教 職 員	〇学校いじめ対策組織会議 ・いじめ事案への対応状況の情報共有等	○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○教育相談	○学校いじめ対策組織会議 ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況、指標等の検証・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認・いじめ事案への対応状況の情報共 ○校内研修・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告
児童		Oいじめアンケート調査③ Oストレスチェックの実施 〇外部講師(警察)による、スマホ安全教室 委員会主体の「あいさつ」の取組	〇相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど
家庭・地域		〇学校運営協議会,保護 者懇談会による協議 ・学校の取組等の評価	